質 疑 回 答 書

令和　8　年　11　月　12　日

入札参加者各位

高知市上下水道事業管理者

林　充

工事名 ポンプ場雨量観測システム更新工事（R8-1）

上記工事の質疑について下記のとおり回答します。

番号	図書番号	仕様書ページ	質疑事項	回答
1	－	5	特記仕様書 第3章 3 テレメータ設備について、下水道施設管理課所管の初月1号補完ポンプ、初月2号補完ポンプ及び河川水路課所管の南秦泉寺排水機場、本宮町排水機場のテレメータ装置収納用キャビネットは、別途工事にて設置されるものと理解しております。 当該キャビネットが設置されない場合に必要となる収納盤等の設置については、本工事の対象外と理解してよろしいでしょうか。 また、下水道施設管理課所管の江ノ口雨水貯留管についても、５監視対象にて【既設無し】となっておりますが、別途工事にてキャビネットが設置される解釈でよろしいでしょうか。	初月1号補完ポンプ、初月2号補完ポンプ及び河川水路課所管の南秦泉寺排水機場、本宮町排水機場のテレメータ装置収納用キャビネットは別途工事にて設置するため、本工事の対象外です。 江ノ口雨水貯留管については、既存盤内のスペースに設置可能です。
2	-	6	特記仕様書 第4章 3 撤去機器について、記載の機器の撤去、運搬及び処分は本工事にて実施するものと理解しております。 一方で、当該機器に関する既設図書（完成図書、保守資料等）の廃棄、修正及び訂正作業については、本工事の対象外と理解してよろしいでしょうか。	既設図面の廃棄と修正は不要ですが、本工事にて上書き更新されたものは本工事の成果品として提出していただく必要があります。
3	-	-	図面及び公告資料より、各対象施設における既設監視設備、通信設備及び周辺環境は機場ごとに異なるものと理解しております。 各対象施設における詳細な改造範囲については、現地設備状況及び採用システム構成を踏まえ、受注者の責任において必要な改造及び既設設備の流用を行うものと理解してよろしいでしょうか。	改造は可能ですが、承諾行為は必要です。 流用については、要求仕様書３－（４）に示すとおり、テレメータ盤のブレーカー、リレー、端子台、配線類は流用してかまいません。